

静岡県告示第504号の4

物流業立地事業費補助金交付要綱（平成26年静岡県告示第584号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月1日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後												
<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する物流施設の新設又は増設をいう。ただし、既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた物流業者が賃借する物流施設の新設又は増設を除く。</p> <p>ア～コ (略)</p> <p>サ 当該事業に係る別に定める設備投資に要する経費（第3(1)アの表及びイの表に掲げる経費、第3(2)の表の補助の対象の欄ウに掲げる経費並びに用地の造成に要する経費を除く。）が10億円（<u>業務の開始に伴い、コに規定する特定物流業者の従業員の数がそれぞれ10人以上増加する場合は、5億円</u>）以上であること。</p> <p>シ～ソ (略)</p> <p><b>第3 補助の対象及び補助率（額）</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 物流業立地事業に要する経費のうち、物流施設の建物の建設、機械設備の購入及び安全対策に要する経費に係る補助金</p> <p>次の表に掲げるとおりとする。ただし、国、県その他知事が別に定める者が別途に定める制度により補助を実施している経費を除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助の対象</th> <th style="text-align: center;">補助率（額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ 流通加工等及び事務の用に供する機械設備並びに事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	補助の対象	補助率（額）	(略)	(略)	イ 流通加工等及び事務の用に供する機械設備並びに事		<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する物流施設の新設又は増設をいう。ただし、既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた物流業者が賃借する物流施設の新設又は増設を除く。</p> <p>ア～コ (略)</p> <p>サ 当該事業に係る別に定める設備投資に要する経費（第3(1)アの表及びイの表に掲げる経費、第3(2)の表の補助の対象の欄ウに掲げる経費並びに用地の造成に要する経費を除く。）が10億円以上であること。</p> <p>シ～ソ (略)</p> <p><b>第3 補助の対象及び補助率（額）</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 物流業立地事業に要する経費のうち、物流施設の建物の建設、機械設備の購入及び安全対策に要する経費に係る補助金</p> <p>次の表に掲げるとおりとする。ただし、国、県その他知事が別に定める者が別途に定める制度により補助を実施している経費を除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助の対象</th> <th style="text-align: center;">補助率（額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ 流通加工等及び事務の用に供する機械設備並びに事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	補助の対象	補助率（額）	(略)	(略)	イ 流通加工等及び事務の用に供する機械設備並びに事	
補助の対象	補助率（額）												
(略)	(略)												
イ 流通加工等及び事務の用に供する機械設備並びに事													
補助の対象	補助率（額）												
(略)	(略)												
イ 流通加工等及び事務の用に供する機械設備並びに事													

<p>業継続のために必要な機械設備の購入に要する経費のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産で、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に掲げる機械及び装置（耐用年数1年未満のもの及び取得価格<u>50万円</u>未満のものを除く。）の購入に要する経費</p>	<p>業継続のために必要な機械設備の購入に要する経費のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産で、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に掲げる機械及び装置（耐用年数1年未満のもの及び取得価格<u>100万円</u>未満のものを除く。）の購入に要する経費に<u>知事が別に定める割合を乗じて得た額</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- この告示は、令和9年1月1日から施行する。
- 改正後の物流業立地事業費補助金交付要綱の規定は、令和9年1月1日以降に用地を取得（賃貸借等を含む。以下同じ。）し、又は事業に着手した物流施設の新設及び増設について適用し、同日前に用地を取得し、又は事業に着手した物流施設の新設及び増設については、なお従前の例による。